

学術集会における不適切な二重発表の取り扱いについて

<二重発表の定義>

- ① 既に発表したものと実質的に同じ内容の発表をいう。
- ② 対象となる発表は、国際学会、国内学会（日本医学会分科会ならびにその傘下に属する学会・地方会など）における発表とする。

<不適切な二重発表の判断基準>

- ① 特別講演、シンポジウム、ワークショップ、セミナーなど、学会が特に必要と認めた演題の内容については不適切とみなさない。
- ② 国際学会(他言語での発表)と国内学会(日本語)における同一内容の二重発表は不適切とみなさない。
- ③ 症例報告においては、実質的に同じ内容であれば不適切とみなす。
- ④ 論文刊行後の学術集会での発表は不適切とみなさない。
- ⑤ 企業等で行った講演は同一内容であっても不適切とみなさない。

<対応>

- ① 不適切な二重発表は認められない。
- ② 既に発表されたものと実質的に同じ内容を発表する必要がある場合には、発表者は演題登録時に自己申告をすること。申告内容は、既発表演題について、発表年月日、学会・研究会名、演題名、二重発表をする理由とする。
- ③ 不適切な二重発表であるか否かは、査読者・学術集会会長が判断する。判断困難な場合は、日本小児神経学会理事会に判定を委ねる。
- ④ 虚偽の自己申告や未申告の発表で不適切な二重発表が判明した場合は、学術集会での発表自体を学術集会会長名で撤回する。その後の対応は、倫理委員会における調査後、日本小児神経学会理事会に委ねる。

令和4年8月11日 倫理委員会作成 理事会承認